

2024年10月

受益者の皆様へ

フランクリン・templton・ジャパン株式会社

「フランクリン・templton 米国政府証券ファンド」
投資対象とするファンドの運用管理費用の変更に伴う実質的な信託報酬率の変更について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社が運用を行っている「フランクリン・templton 米国政府証券ファンド」（以下、当ファンドといいます。）につきまして、投資対象とするファンドの一部において運用・管理費用等が変更となることとなりました。これに伴い、下記の通り実質的に負担いただく信託報酬率が変更となりますので、お知らせいたします。

なお、当ファンドの運用の基本方針、運用体制等につきましては、一切変更はございません。

受益者の皆様におかれましては、本件の趣旨についてご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 変更理由および内容

当ファンドの投資対象ファンドの一つであるルクセンブルク籍「フランクリン・templton・インベストメント・ファンズ - フランクリン U.S. ガバメント・ファンド」（以下、「ルクセンブルク籍投資対象ファンド」ということがあります。）について、運用報酬を年率0.05%引き下げる変更を行うとの連絡を受けました。

また、別の投資対象ファンドであるバミューダ籍「フランクリン・templton U.S. ガバメント・セキュリティーズII・ファンド」（以下、「バミューダ籍投資対象ファンド」ということがあります。）については、保管銀行報酬の上限が料率として記載されておりましたが、年率0.05%以内と当該ファンドの目論見書で明示されるようになりました。

これらの変更により交付目論見書に記載されている実質的な信託報酬率は年率1.33%~1.46%程度（税込）に変更になります。

今般の変更は、ルクセンブルク籍投資対象ファンドについては運用報酬が引き下げになること、バミューダ籍投資対象ファンドについては従来、上限が決まっていなかった保管銀行報酬の年率数値が明示されたことにより、目論見書記載の実質的な負担率の記載が変更されるものではありませんが、実際の受益者様のご負担が増加するものではないと考えております。

なお、当ファンドの信託報酬率に変更はございません。

2. 変更の詳細

<投資対象ファンドの費用>

ルクセンブルク籍

「フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズ - フランクリン U.S. ガバメント・ファンド」

変更前		変更後	
運用報酬	<u>年 0.40%</u>	運用報酬	<u>年 0.35%</u>
管理会社報酬	年 0.20%以内	管理会社報酬	年 0.20%以内
保管銀行報酬	年 0.01%～年 0.14%	保管銀行報酬	年 0.01%～年 0.14%

バミューダ籍

「フランクリン・テンプルトン U.S. ガバメント・セキュリティーズⅡ・ファンド」

変更前		変更後	
運用報酬	年 0.40%以内	運用報酬	年 0.40%以内
管理会社報酬	年 0.10%以内	管理会社報酬	年 0.10%以内
名義書換事務代行報酬 (料率記載なし)	年 0.05%以内	名義書換事務代行報酬	年 0.05%以内
		保管銀行報酬	<u>年 0.05%以内</u>

※この他に保管銀行報酬、監査費用、組入れ有価証券の
売買取手手数料等取引に要する費用等がかかります。

※この他に監査費用、組入れ有価証券の売買取手手数料等取引に要する費用等がかかります。

<交付目論見書上の実質的な負担の記載>

	変更前	変更後
当ファンド	年率 0.77% (税抜 0.70%)	年率 0.77% (税抜 0.70%)
投資対象ファンド	<u>年率 0.55%～0.74%程度</u>	<u>年率 0.56%～0.69%程度</u>
実質的な負担	<u>年率 1.32%～1.51%程度 (税込)</u>	<u>年率 1.33%～1.46%程度 (税込)</u>

3. 変更日

2024年10月8日

以上